

企業が義務付けられる雇用保険

弁護士 斎藤 伸一

第1 社会保険制度の概要

日本では、国民皆保険制度を採用しており、日本に住所を有する者は、原則、公的な健康（医療）保険及び年金保険に加入しなければならない。

また、一定の要件を満たす労働者に対し、企業が加入することを義務づけられている保険制度として、次の4種類がある。

- (1) 労働者災害補償保険
- (2) 雇用保険
- (3) 健康保険・介護保険
- (4) 厚生年金保険

一般に(1)及び(2)を「労働保険」、(3)及び(4)を「社会保険」という。

第2 雇用保険について

雇用保険は、労働者が失業した場合に生活の安定と就職の促進のための失業等給付を行う保険制度

1 沿革概要

(1) 失業給付

…労働者が失業した場合の経済生活の支援

・失業保険法（昭22法146）→・雇用保険法（昭和49法116）

↓

(2) 失業等給付

…労働者について雇用の継続が困難となる事由が生じた場合に必要な給付を行うための「雇用継続給付」の制度を包括する概念へ

・改正雇用保険法（平成6年法57）

↓

…労働者が自ら職業に関する教育訓練を受けた場合に必要な「教育訓練給付」の追加へ

・改正雇用保険法（平成10法19）

→→等々、情勢の変化に応じ改正が続く

2 適用事業

①1週間の所定労働時間が20時間以上で②31日以上の雇用見込がある人を雇い入れた場合は、その業種規模等を問わず、全てが当然に雇用保険の適用事業である（雇用保険法5条1項）

ただし、農林・畜産・水産事業のうち労働者が5人未満の個人経営事業

3 被保険者

適用事業に雇用される労働者であって次に掲げる者以外のもの（6条各号）

- ① 65歳に達した後に新たに雇用される者
- ② 週所定労働時間が20時間未満である者
- ③ 同一の事業主の適用事業に継続して31日以上雇用されることが見込まれない者
- ④ 季節的に雇用される者であって、4カ月以内の期間を定めて雇用される者、又は週所定労働時間が20時間以上30時間未満の者
- ⑤ 学校教育法上の学生で会って①～④に準ずる者
- ⑥ 国、都道府県、市町村等で雇用され、離職した場合に他の法令、条例、規則等に基づいて求職者給付及び就職促進給付の内容を超える給与等を受け取る者

4 被保険者の種類

- ① 一般被保険者（13条1項）
- ② 高年齢継続被保険者（37条の2）
- ③ 短期雇用特例被保険者（38条）
- ④ 日雇労働被保険者（43条）

5 失業等給付の体系（10条1項）

- ① 求職者手当（10条2項及び3項）

一般被保険者：基本手当、技能取得手当、寄宿手当及び傷病手当

高年齢継続被保険者：高年齢求職者給付金

短期雇用特別被保険者：特例一時金

日雇労働被保険者：日雇労働求職者給付金

- ② 就職促進給付（10条4項）

就職促進手当（再就職手当、就業促進定着手当、就業手当、常用就職支度金）、移転費及び広域求職活動費

- ③ 教育訓練給付（10条5項）

教育訓練給付金

- ④ 雇用継続給付（10条6項）

高年齢雇用継続給付（高年齢雇用継続基本給付金、高年齢再就職給付金）、

育児休業給付（育児休業給付金）及び介護休業給付（介護休業給付金）

6 一般被保険者の基本手当について

(1) 支給要件

- ・失業した場合→これに特定理由離職者が加わる。
 - ・離職の日以前2年間に被保険者が通算12カ月以上であり（13条1項）
 - ・賃金支払基礎日数が11日以上あるものを1カ月として計算（14条）
- ※倒産・事業の縮小・廃止、解雇が離職理由の場合については別段

(2) 支給期間日数

期間日数：原則、離職の日の翌日から起算して1年のうち、失業している日（20条1項）について下の表所定給付日数を限度とする。

例外あり。

※訓練延長給付（24条）、広域延長給付（25条）、全国延長給付（27条）等

待機期間：失業している日が通算7日に満たない間は支給なし（21条）

◎一般の離職者に対する給付日数

	10年未満	10年以上	20年以上
		20年未満	
全年齢	90日	120日	150日

◎倒産・解雇等による離職者（特定受給資格者）に対する給付日数

	1年未満	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
30歳未満	90日	90日	120日	180日	—
30歳以上35歳未満		90日	180日	210日	240日
35歳以上45歳未満		90日	180日	240日	270日
45歳以上60歳未満		180日	240日	270日	330日
60歳以上65歳未満		150日	180日	210日	240日

※障害者等一定の就職困難者は別（22条2項）

(3) 支給金額

賃金日額に当該賃金日額に応じた一定の率（100分の50～80）を乗じた額（16条）

(4) その他

技能習得手当及び寄宿手当（36条）、基本手当に代わる傷病手当（37条）

※ 紙付制限

7 一般被保険者以外の求職者給付

(1) 高年齢継続被保険者

高年齢求職者給付金（一時金）（37条の2）

算定基礎期間（勤続年数）1年以上の場合基本手当日額の50日分、
1年未満の場合30日分（37条の4）

(2) 短期雇用特例被保険者

離職の日以前1年間に6ヶ月以上の被保険者期間がある場合には基本手
当日額の30日分の特例一時金（38条、40条、附則7条）

(3) 日雇労働求職者給付金

納付保険料の額に応じた日額及び給付日数によって支給（48条、50
条）

8 教育訓練給付（60条の2、規則101条の2の2以下）

- ・厚生労働大臣が指定する教育訓練
- ・支給要件期間（教育訓練開始日における被保険者としての雇用期間）
- ・受講のために支払った額の20パーセント（上限10万円）
→さらに、中長期的なキャリア形成に資する専門的・実践的な教育訓練の
場合追加給付あり

※45歳未満の場合の教育訓練支援給付金（60条の2）

9 雇用継続給付

(1) 高年齢雇用継続給付

- ・高年齢雇用継続基本給付金（61条）

60歳時点に比べて賃金額が75パーセント未満に低下した状態で雇用
(同一企業であれ、他企業であれ)を継続する60歳以上65歳未満の被
保険者(5年要件)に対して、60歳以後の賃金額の15パーセント相当
額(61パーセント～75パーセント未満の場合は15パーセントではな
い)を支給

- ・高年齢再就職給付金（61条の2）

60歳時点以降いったん離職し基本手当を受給した後に再就職した場合

(2) 育児休業給付（61条の4）

- ア 1歳未満（雇用継続を図るための特別の事情がある場合1歳6カ月未満）の子を養育するため育児休業を取得した被保険者
- イ 育児休業開始前2年間に賃金支払基礎日数が11日以上ある月が12カ月以上あることを要件
- ウ 休業開始後6カ月間→休業前賃金の67パーセント
その後→50パーセント

(3) 介護休業給付

- ア 家族を介護するため介護休業を取得した被保険者
- イ 介護休業開始前2年間に賃金支払基礎日数が11日以上ある月が12カ月以上
- ウ 対象家族ごとに合計93日に達するまで
休業前賃金の40パーセント

※（2）及び（3）については、休業期間中に事業主から賃金を支給される場合で、その賃金と給付との合計が休業開始前の賃金の80パーセントを超えるときは、その80パーセント相当額から休業期間中に支払われた賃金を差し引いた額が支給される。

10 費用の負担

- （1）事業主及び被保険者の負担する保険料と国庫負担による（68条、労保徴12条4項、5項）。
保険料率 賃金総額の1000分の15.5（一般の事業）だが、現在、厚生労働大臣が保険財政の状況に応じ1000分の9と指定
- （2）・雇用保険料率のうちの1000分の3
→雇用安定事業等の費用
事業主負担
 - ・残りの部分（1000分の6）
→失業等給付（①求職者給付、②就職促進給付、③教育訓練給付、④雇用継続給付）
被保険者及び事業主が折半

以上